

令和7年度京都市広域的情報発信業務 仕様書

1 委託業務名

令和7年度京都市広域的情報発信業務

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 委託金額(総額)の上限

24,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託内容

以下委託内容の実施にあたっては、本市と協議を行い、本市の承認を得るとともに、委託金額の範囲内において実施すること。また、本市から内容の変更、中止等を指示した場合はそれに従うこと。

(1) 本市が提供するプレスリリース等の配信 及び パブリシティの獲得

ア 本市からの依頼があった場合、本市が提供するプレスリリース等を配信すること。（実施回数：無制限）

また、配信には、プレスリリース配信プラットフォーム（※）を使用し、発表案件に応じた配信先メディアリストを作成すること。リストは本市に提出し、確認すること。

※ 本市では令和2～6年度において「PR TIMES」を使用している。

<参考>過去の配信実績

https://prtentimes.jp/main/html/searchrlp/company_id/59523

イ 京都が持つ文化、歴史、景観、観光の魅力はもとより、京都市政の先進的な取組や成長戦略に資する取組等の情報を、首都圏及び関西圏を中心とする多様なメディアに提供し、テレビ番組や新聞、雑誌などで本市の情報が取り上げられるよう、支援・調整することで、パブリシティを獲得すること。

〔対象メディア：キー局・在阪準キー局、全国紙・通信社本社、外国通信社日本支社、業界紙・一般情報誌本社（発行部数概ね10万部以上）、ウェブ発信業者 等〕

ウ 本市からの依頼があった場合、資料の英語翻訳及び海外メディアへ配信を行うこと。（実施回数：年2回程度）

(2) 動画(CM)の制作・発信及びテレビ番組等とのタイアップ

ア 動画(CM)の制作・発信

本市がPRを希望する施策や事業等について、動画(CM)を制作・発信すること。

実際に取り上げる施策や事業等は、委託期間内において、隨時、本市と受託者で協議し決定する。

(ア) 制作内容・本数等

- ・本市がPRを希望する施策や事業等について、施策や事業のターゲットに合わせた出演者をキャスティングのうえ、動画(CM)2本(概ね30秒・15秒)を制作すること。
- ・配信媒体に合わせて、それぞれ縦型及び横型や、本市が指定する媒体の形式(※)に変換したものを制作すること。
- ・動画は字幕を入れること。

(イ) 配信媒体等

- ・制作した動画を効果的な媒体(例:TVer、LINE広告等)に配信すること。
- ・動画の認知率が上がるよう、上記とは異なる媒体等での露出施策を実施し、相乗効果を図ること。(例:インフルエンサー、SNS等の活用)

※ 現時点ですべてが配信を予定している媒体

・KBS京都テレビCM

制作した動画(横型30秒・15秒)をKBS京都テレビCMで放送できるよう、本市が指定する形式に変換すること。

(放映費用は本市が負担)

・デジタルサイネージ

制作した動画(縦型30秒・15秒)を京都市営地下鉄各駅のデジタルサイネージ及び京都駅八条口のデジタルサイネージ「みやこ夢てらす」で放送できるよう、本市が指定する形式に変換すること。

(放映費用は本市が負担)

・きょうと動画情報館(YouTube)

制作した動画は全て「きょうと動画情報館」に掲載することとする。

・京都市公式SNS(X、LINE、Facebook)や本市が管理するホームページ「きょうと動画情報館」に掲載した当該ページのリンクを掲載する。

(ウ) 制作物の納品

制作後、ファイル転送サービスにて動画データを速やかに提出すること。併せて、全ての動画が入ったDVDを1枚納品すること。

(エ) その他

本業務において制作した動画の権利は、すべて本市に帰属するものとする。

<過去の取組事例>

【令和6年度】

子育て世帯を対象にした本市の事業を PR する動画を TVer、LINE 広告で配信（動画の制作は本市が実施）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000275647.html>

【令和5年度】

京都市の「子育て・教育環境の魅力」を 伝える動画及び特設 WEB サイトへのリンクを TVer 広告で配信（動画、特設 WEB サイトの制作は本市が実施）

【令和4年度】

「ごっこ俱楽部」とタイアップして、住むまちとしての京都市の魅力をショートドラマで制作・配信（TikTok、YouTube、Instagram で配信）

<https://prtentimes.jp/main/html/rd/p/000000155.000059523.html>

イ テレビ番組等とのタイアップ

本市が P R を希望する施策や事業等について、テレビ番組等とタイアップして露出を獲得すること。

○媒体事例

- ・ テレビは、キー局及び在阪準キー局（MBS（毎日放送）、ABC（朝日放送）、KTV（関西テレビ）、YTV（読売テレビ））系列

<過去のテレビ番組とのタイアップ実績>

【令和6年度】現時点（2月20日）で実績なし

【令和5年度】首都圏2件、関西圏3件

【令和4年度】首都圏2件、関西圏3件

- ・雑誌などの出版物やイベントの企画、特集等
- ・メディアキャラバン、トップセールス
- ・インターネットテレビ（TVer、Abema.TV 等）

露出を想定する施策等の事例

- ・地下鉄・市バスの利用促進

（参考）<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/category/168-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

- ・人口減少対策

（参考）<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/216-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

- ・空き家対策

（参考）<https://akiya.city.kyoto.lg.jp/>

(3) 報告

ア 活動報告書（別紙1）（毎月）

本業務の活動実績について、案件ごとに、取材依頼等の働き掛けを行ったメディア及びその反応や進捗等を一覧にし、データにより報告すること。

イ 実績報告書（別紙2）（毎月）

本業務による掲載等の実績について、掲載件数、掲載日、掲載先、広報効果額、クリック率等をデータにより報告すること。

ウ 掲載された記事・映像等（随時）

掲載された記事・映像等について、本市から求めがあれば、クリッピングし、原則データにより提出すること。当該クリッピングに係る費用は受託者において負担すること。

(4) 協議

受託者は、PR案件の選択及び進捗状況の報告に当たり、本市と月1回程度の定期的な協議（原則オンライン）のほか、必要に応じ随時協議を行うなど、緊密な連携を取ること。協議にあたっては、案件ごとに具体的な露出時期（放送日時等）、内容、費用、実現可能性、条件等を本市に提示すること。

5 支払手続等

- (1) 選定された候補者と京都市との間で、委託内容、経費等について協議を行い、調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約金額の支払いは、以下の区分ごとに履行完了したものから精算払いを行う。

区分	内容	精算払いを行う時期
1	仕様書の4(1)(3)(4)に規定する業務	上半期（4～9月分）、 下半期（10～3月分）の2回払い
2	仕様書の4(2)に規定する業務	随時（当該業務の完了次第）

- (3) 受託者は委託業務の実施内容及び要した経費を報告し、契約締結時の見積金額との差額（剰余）が生じる場合は、変更契約を締結し、契約金額の減額を行うこと。

6 その他

- (1) 本業務に係る調整、費用等はすべて受託者が負担すること。
- (2) 再委託を行う場合は、本市の取扱いに基づくこと。
- (3) 本仕様書に記載されている事項の他、京都市の契約事務に関する規則や要綱等に基づくこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。